

『災害時

リハビリテーション支援についての

法的処遇等に関する要望』

一般社団法人

日本災害リハビリテーション支援協会

代表理事 栗原正紀

JRAT2024 第 401 号

令和 6 年 4 月 3 日

内閣府特命担当大臣

松村 祥史 殿

一般社団法人

日本災害リハビリテーション支援協会

代表理事 栗原正紀

一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

会長 齊藤正身

公益社団法人日本リハビリテーション医学会

理事長 安保雅博

公益社団法人日本理学療法士協会

会長 齊藤秀之

一般社団法人日本作業療法士協会

会長 山本伸一

一般社団法人日本言語聴覚士協会

会長 深浦順一

一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会

会長 三橋尚志

一般社団法人全国デイケア協会

会長 近藤国嗣

一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会

会長 宮田昌司

全国地域別支援事業連絡協議会

会長 松坂誠應

全国地域リハビリテーション研究会

会長 柳 尚夫

公益社団法人日本義肢装具士協会

会長 東江由紀夫

一般社団法人日本義肢装具学会

理事長 坂井一浩

一般社団法人日本リハビリテーション工学協会

会長 河合俊宏

要望書

災害関連死ゼロおよび被災後の早期復興を目指した

災害リハビリテーション支援および普及に関する要望について

災害大国ともいえる我が国において防災、減災そして発災後の保健・医療・介護・福祉領域に渡る災害支援体制の構築は喫緊の課題であることは言うまでもありません。災害は突然、人々の命を奪うのみならず、災害直接死を免れても、日常の生活基盤・コミュニティーを破壊し、被災者の活動や参加の場・機会を奪ってしまいます。そして、命が助かっても被災者は家族・親戚縁者・知人・同郷者を亡くしたり、明日への目標・希望が見えなくなったりすることによる喪失感に苛まれながら、不自由・過酷な環境下での避難所生活を余儀なくされます。高齢者を含む要配慮者は殊に生活が不活発となり、持病や障害の悪化、新たな疾病の併発によって命さえ奪われてしまう災害関連死に至る危険性が高くなっていくことが知られています。

私ども、日本災害リハビリテーション支援協会は東日本大震災(2011年3月)の支援活動の経験を基に、災害リハビリテーションの概念を整理(災害リハビリテーションとは、「被災者・要配慮者などの生活不活発病や災害関連死等を防ぐためにリハビリテーション医学・医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、被災者・要配慮者などの早期自立生活の再建、復興に資する活動の全てをいう。」)(2013年定義)し、「防ぎえる障害：preventable disaster disability」そして「防ぎえる死：preventable disaster death」対策として、平成28年熊本地震(2016年4月)をはじめに種々の局地災害に対しても避難所生活等への支援を展開してまいりました。そして、2020年4月に一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会(Japan disaster Rehabilitation Assistance Team：JRAT)(資料1)とその傘下の支部組織(「地域JRAT」と総称します)を47都道府県に設立し、人材育成、組織化、教育・啓発そして発災時の対応に関する研修会などを行っております。JRATは厚生労働省から各都道府県知事宛てに発出された「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日)の文書の中にも保健医療活動チームの一員として正式に記載されております。

このため、今回の令和6年能登半島地震災害に際しましても石川JRAT対策

本部（1月2日）および東京中央対策本部（1月4日）を開設し、石川県からの直接依頼（1月8日）に応じて全国規模の支援活動を開始・継続している次第です（3月31日で延べ5500人を超えています：資料5）。このような支援活動の中、未だ災害救助事務取扱要領の中に医療支援チームの一員としてリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士・言語聴覚士）の職名が明記されていない（資料2、3）ことから、災害対応に大変な状況でありながら、県行政担当者は、JRAT派遣に関する事務取扱に関して混乱・戸惑いなどを来たしている現状が存在します。

また、これらのリハビリテーション専門職の活用は、自治体により大きなばらつきがみられるなどの支障も生じています。さらに、避難所等におけるリハビリテーション支援の必要性についての認識が高くない自治体も少なくありません。都道府県自治体との協定の締結も滞っております（資料4）。

つきましては今後の災害時においても、より迅速かつ適切な支援活動の展開を実現するために、次の要望を取りまとめましたので、宜しくご検討の上、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

要望事項

- (1) 災害救助法及び関連法令・通達等にリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の職名および災害リハビリテーション支援組織としての“日本災害リハビリテーション支援協会”を明記していただくこと。（具体的内容別添：資料3）
- (2) 当協会では地域別組織である災害リハビリテーション支援組織（地域JRAT）を設立しておりますが、都道府県に対して地域JRATを支援するよう、働きかけをしていただきたいこと。